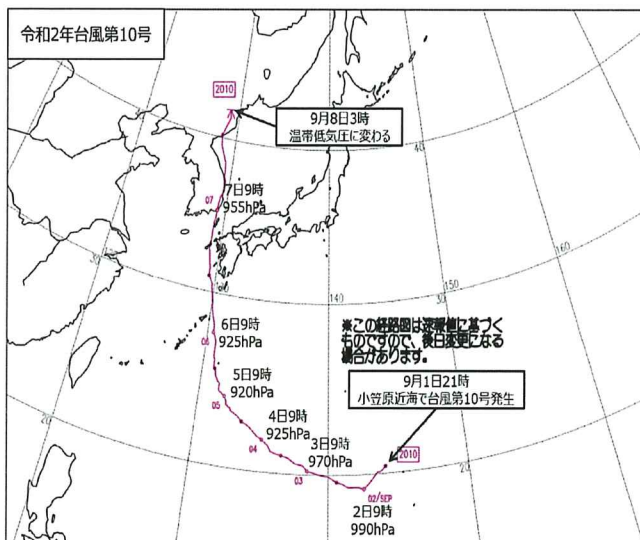


台風第10号の被害状況について

令和2年9月16日
福岡県医師会定例記者会見

令和2年台風第10号について

1. 台風経路図・台風位置表 (1) 台風経路図



経路上の○印は傍に記した日の9時、●印は21時の位置を示している
※この経路図は速報値に基づくものであり、後日確定したものを別途公表する

大型で非常に強い台風第10号は、今までに経験したことが無い記録的な暴風や高波、高潮、大雨になるおそれがあるため、気象庁は、台風の特別警報を出す可能性があるとして最大級の警戒を呼びかけていた。

非常に強い台風であったにも関わらず、医療機関において大きな被害が見られなかったのも、これらの呼びかけを周知することにより、被害を最小化できたのではないかとと思われる。

台風第10号に関する対応について①

9月3日（木）

- ・福岡県保健医療介護部長より、6日から7日にかけて本県に接近又は上陸し、記録的な大雨・暴風・高潮になるおそれがある台風第10号について、医療機関で事前に行っていたいただきたいこと（下記参照）の周知依頼があり、各郡市医師会を通じて会員に周知を行った。

1 今週末までに行っていたいただきたいこと

- (1) 停電に備えた非常用電源設備等の点検
- (2) 水や食糧等の供給が停止することを想定した備蓄の確認
- (3) 高潮による被害や油流出等を予防するための措置
- (4) 飛散のおそれがある物の屋内への移動又は固定
- (5) ハザードマップ等を活用した避難場所や避難経路の確認

2 台風接近時に行っていたいただきたいこと

- (1) 気象情報や避難情報の積極的な収集
- (2) 危険を感じた場合の速やかな避難

2

台風第10号に関する対応について②

9月4日（金）

- ・各郡市医師会に会員医療機関の被害状況を収集依頼。

< 県内医科医療機関の被害（県調査分含む） >

○施設被害（外壁、屋上、窓等）	26件
○屋外設備等被害（看板、外灯、フェンス等）	38件
○雨漏り等	11件
○その他	2件

合計 71 件（診療継続不可の医療機関はなし）

※被害が重複する場合も含む

3

福岡県における災害時の医療救護活動の実施体制について

福岡県災害対策本部

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処する。

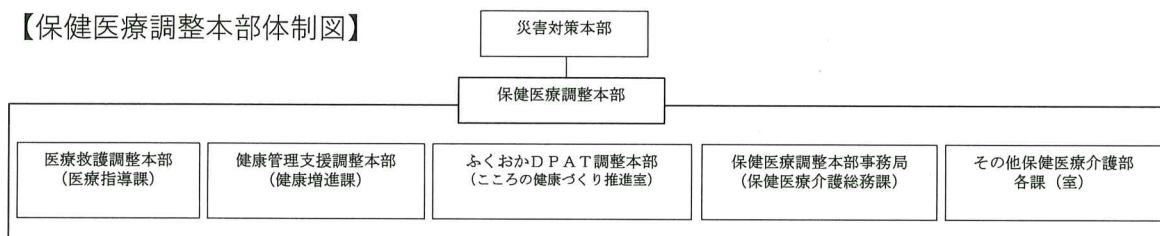
福岡県保健医療調整本部

大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害対策に係る保険医療活動の総合調整を行うための本部を設置する。

福岡県医療救護調整本部

県は、災害時の医療救護活動を関係機関と連携して実施していくため、県庁内に、関係機関の協力の下、「医療救護調整本部」を設置する。

【保健医療調整本部体制図】



4

台風第10号に関する対応について③

9月6日(日)

- 福岡県は、台風第10号が甚大な被害を発生させるおそれがあることから、「福岡県災害対策本部」及び「福岡県保健医療調整本部」を設置した。これにより、同日、「福岡県医師会災害対策本部」を設置。

9月7日(月)

- 福岡県は、県内の医療支援ニーズを把握するために「福岡県医療救護調整本部」を設置し、福岡県広域災害・救急医療情報システムを活用した県内医療機関の被害状況の確認を開始。本会では、各郡市医師会から収集した情報を同本部に逐次報告し、被害状況を共有。

9月8日(火)

- 福岡県は、災害応急対策が概ね終了したこと及び今後新たな被害の発生は見込まれないことを踏まえ、「福岡県災害対策本部」、「福岡県保健医療調整本部」、「福岡県医療救護調整本部」を廃止した。これにより、同日、「福岡県医師会災害対策本部」を廃止。

5